

教職課程について

1. 中学校・高等学校教員免許状の取得について

(1) 免許状の種類

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）

(2) 免許状の取得方法

学部等のそれぞれの授業に加えて、教員免許状取得のために設けられた課程を、教員免許法等にしたがって履修することで教員免許状を取得できます。授業の履修方法などについては、入学後に実施される「教職課程履修ガイダンス」で詳しく説明します。

なお、教員免許という資格の意義・重要性から、免許取得のための課程を受講するには、本学が掲げている「人間共生理念」を基礎として志願理由などが明確であることが望まれます。

2. 教職課程の履修要件について(中学・高校一種英語)

2019年度入学生より、教育職員免許法施行規則の改正（2017年11月）により、新法適用となります。履修要件が以下のように変わりましたので留意してください。特に2018年度以前の入学生と異なります。詳しくは文部科学省の「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習の一部を改正する公布について（通知）平成29年11月17日」を参照してください。

(1) 単位修得要件について

次の表は、標準の教員免許取得要件に対応した本学カリキュラム上の最低限修得すべき単位数を表しています。

免許状の種類		中学校免許状	高等学校免許状
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	
	体育	3	
	外国語コミュニケーション	2	
	情報機器の操作	2	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項（選択必修を含む。） 英語の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	33 ※(29+4)	41 ※(29+12)
教育の基礎的理解に関する科目	別表参照	11	11
道徳、総合的な学習の時間学習等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	別表参照	10	8
教育実習に関する科目	別表参照	7	5
※別表の「教科に関する専門事項」科目の必修は中高共に29単位とする。さらに「教科に関する専門事項」科目の選択必修科目は、中学校4単位以上、高等学校12単位以上の修得が必要。		70単位	74単位

(2) 本学の教職課程一覧

免許法施行規則第66条6に定める科目は、教職課程を履修する者に課せられ（必修）、なるべく1年次から計画を立て早めに履修してください。科目によっては、開講年次が指定されているので注意すること。

●必修

免許法施行規則に 定める科目区分	授 業 科 目	単 位		備 考	
		必修	選択		
六 免 許 法 施 行 規 則 に 定 め る 第 六 十 六 条 の 六 に 定 め る 科 目	日 本 国 憲 法	●	2	スポーツ・シーズンスポーツは いずれか1科目を 選択履修すること。	
	体 育	健康の科学	●		2
		スポーツ シーズンスポーツ			1 1
	外国語コミュニケーション	Communicative English I - a	●		2
	教理・データ活用及び人工知能に 関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習 a	●		1
情報処理演習 b		●	1		

教職課程について

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位		備 考	
			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	英 語 学	英語学 a	●	2	「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目 26 単位および選択必修科目 4 単位、合計 29 単位を修得すること。	
		英語学 b	●	2		
	英 語 文 学	英語音声学・音韻論 a				2
		英語音声学・音韻論 b				2
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	英語史 a				2
		英語史 b				2
アメリカ文学 a		●	2	「アメリカ文化論 a」 「アメリカ文化論 b」 または 「イギリス文化論 a」 「イギリス文化論 b」 または 「American Government a」 「American Government b」 の組み合わせの、2 科目 4 単位は必修科目です。		
アメリカ文学 b		●	2			
イギリス文学 a	●	2				
イギリス文学 b	●	2				
異 文 化 理 解	Oral Communication I - a	●	1	★		
	Oral Communication I - b	●	1			
	Oral Communication II - a	●	1			
	Oral Communication II - b	●	1			
	Content-based English a	●	1			
	Screen English a				2	
Screen English b			2			
Conference English			2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に関する科目						
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)		英語科教育法 I	●	2	※「異文化理解」科目は包括的な内容を含んでいるためアメリカ・American の組み合わせを履修し追加履修をする科目については「イギリス文化論」とすること。	
		英語科教育法 II	●	2		
		英語科教育法 III	●	2		
		英語科教育法 IV	●	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	●	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	教職論(チーム学校への対応を含む。)	●	2		
	教育に関する社会的、制的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	教育行政学(地域連携と学校安全を含む。)	●	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	●	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	●	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)	教育課程論	●	2		
指導法、総合的な学習の時間等の指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	●	2		
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法(総合的な学習の時間を含む。)	●	2		
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術(情報通信技術を活用した教育の理念及び方法)	教育の方法及び技術(ICTの活用含む。)	●	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。)	●	2	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む。)	●	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習の指導	●	1		
		教育実習 I	●	2		
		教育実習 II	●	2		
	学校体験活動	学校インターンシップ	単位付与あり(体験条件があります)		別ページ参照	
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	●	2		
大学が独自に定める科目		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、12 単位以上(高)修得すること。 〔(注 3) 中 4 単位以上を修得〕※「選択」(●の無い科目)と異文化理解の「各組合せ 1 つ以外の★」より履修する科目です)				

- 注 1) 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」は卒業に必要な単位には含まれない。
- 注 2) 「英語科教育法 I～IV」は 3～4 年次に開講されますが、この 3 科目については 1～2 年次の間に実用英語技能検定 2 級以上(高校 3 年次～大学 2 年次)の英語力、又は TOEIC(学内 IP 含む)で 550 点以上を取得した実績がなければ履修出来ません。実用英語技能検定準 1 級以上を取得した場合、1 年次から履修することができます。なお、この科目については I～IV の順で履修すること。
- 注 3) 「教育実習 II」は本学の教職課程履修においては「中免のみ・高免のみ取得」は原則認めていないため、必修科目の扱いとする。(大学が独自に定める科目も同様)

教員免許状の取得について